

**避難所における
ペット同行避難に関する
ガイドライン**

令和4年3月（第2版）

酒田市

はじめに

一般社団法人ペットフード協会の調査によると、2020年現在で犬を飼っている世帯は680万世帯、猫を飼っている世帯は550万世帯存在するとされています。

わが国の総世帯数が5,738万世帯ですから、単純計算ではおよそ5世帯に1世帯が、犬か猫を飼育していることになります。犬・猫以外のペットの存在も考えれば、より多くの家庭でペットを飼育していることが想定されます。

ペットを家族の一員として共に暮らす方が増えている今、大規模災害が発生した場合にペットの避難をどう考えるかは、非常に重要な問題です。

避難所は様々な事情や価値観を持つ被災者が共同生活を営む場所であり、ペットの受け入れについては、ペット飼育者と非飼育者との間に温度差があります。そのため、災害時にペットを巡るトラブルは少なくありません。

東日本大震災や熊本地震では、避難所においてペットの受け入れを拒否されたために車上生活を余儀なくされた事例や、いったん避難したもののペットのために家に戻って被災した事例が発生しています。その一方で、飼い主のマナーの悪さにより、避難所でトラブルが発生したという事例もありました。

このような事態を防ぎ、災害時に飼い主とペットの両方を守るためには、飼い主とペットが安心して避難できる環境を整えるとともに、避難所生活における飼い主の責任・義務を明確化しておく必要があります。

本ガイドラインは、ペットの飼い主の責任・義務について明確にするとともに、避難所におけるペットの受け入れ及び飼育管理の指針を定めるものです。

本ガイドラインを策定・公表することにより、市民の皆様に、ペット同行避難と避難所におけるペットの飼育についてご理解とご協力をいただければ幸いです。

1. 避難所におけるペット対応の基本的な考え方

(1) ペットの定義

本ガイドラインにおいて、ペットとは、家庭で飼育している動物のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類及び爬虫類を意味します。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含みません。(環境省ガイドラインに準拠)

したがって、牛や馬などの大型の哺乳類や、魚類・昆虫などは本ガイドラインの対象ではありません。

(2) 同行避難の原則

避難所へのペットの避難については、飼い主とペットの同行避難を原則とします。ただし、避難所生活を著しく害するおそれのある場合には、同行避難を認めないものとします。

同行避難とは、災害発生時に、飼い主が飼育しているペットと一緒に避難所等に避難することを意味します。避難行動を示す言葉であり、避難所において、飼い主とペットが同室で避難生活を送ることを意味するものではありません。

同行避難を原則とする理由

- ・ペットと飼い主が離れ離れになってしまい、ペットが負傷したり、衰弱してしまうことを防止するため（動物愛護の観点）
- ・逃走して野生に放たれたペットが繁殖してしまったり、糞尿により居住環境が悪化したりすることを防止するため（公衆衛生の観点）
- ・ペットを連れて避難することをためらったことによる被災や、ペットのために家に戻ったための二次災害を防止するため、（避難行動促進の観点）

同行避難ができない場合

- ・(1) のペットの定義に該当しない生物
- ・普段から家庭で飼育していない動物（野良犬・野良猫等に給餌だけをしている場合）
- ・狂犬病ワクチンを接種していない犬
- ・飼い主が制御できず、人に危害を加えるおそれのある動物
- ・リードや飼育ケージを持参しておらず放し飼いにする場合

盲導犬・補助犬について

身体障害者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬はペットではなく、身体障害者が生活するために必要不可欠な存在であるため、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。

補助犬等と飼い主と一緒に暮らせるスペースを設定する必要がありますが、動物アレルギーの避難者への配慮のため、別室を用意することが望ましいといえます。

(3) 対応可能な避難所

ペットとの同行避難をすることができるのは、市の指定避難所のうち、小中学校及び一部のコミュニティセンター（南遊佐・大沢・日向・南部）のみとします。

他のコミュニティセンター等はスペースが限られているため、また、民間のビル・施設等は平常業務に支障をきたす恐れがあるため、原則としてペットとの同行避難はできません。

ただし、同行避難が可能な避難所まで逃げていては避難が間に合わない場合など、緊急を要する場合はこの限りではありません。（いったん避難を受け入れ、後にペット対応可能な避難所に移動することになります。）

(4) 飼育スペース及び飼育方法について

ペットの飼育スペースは、避難者の居住スペースとは別の場所に配置します。

ペットと同室の避難は原則として認めません。（動物アレルギーの方への配慮や、臭いや鳴き声による一般の避難者のストレスを防止するため。）

飼育方法については以下のとおりとし、いずれの場合も放し飼いは厳禁とします。

ペットの飼育方法	
屋外で飼育可能なペット (中～大型の犬など)	屋外にスペースを確保して、リードで繋ぎ留めます。
屋外で飼育困難なペット (小型犬や猫など)	飼育ケージに入れて、屋内で飼育します。

※昨今では中～大型犬であっても室内飼いをすることも珍しくないことから、大きさだけをもって屋外で飼育可能かを判断することはできず、平常時の飼育状況も含めて判断されます。例えば中型以上の犬であっても、普段から室内飼いであり、飼育ケージに入れての飼育が可能であれば、屋内で飼育することも可能です。

※ペットとともに車中泊を行うことや、ペットは車内で飼育して人間は施設内に避難することも可能です。ただし、車内の気温管理などは飼い主の責任で行います。

(5) 飼い主の義務・責任

避難所におけるペットの飼育は、飼い主自らが、自らの責任で行うものとします。

また、飼い主は避難所における「ペット飼育のルール」を厳守するものとします。

3. 平常時の対応（飼い主）

（1）同行避難の可否の確認

自宅の近くで同行避難が可能な避難所を確認しておきます。

また、避難所には同行避難できない動物もいるので、自分のペットが避難可能かどうかを確認します。→「1. 避難所におけるペット対応の基本的な考え方」を参照

（2）同行避難時に必要な資材の準備

ペットの飼育に必要な物は、飼い主が自らで用意します。

避難所にはペットフードを始めとするペット用品の備蓄はなく、支援物資もしばらくしないと届かないため、事前に十分な量を準備しておく必要があります。

同行避難時に必要な資材（車などに載せておくと望ましい）

- ・ ペットフード、飲料水
- ・ 医薬品、療法食
- ・ 普段使っている食器
- ・ ペットシーツや猫砂などのトイレ用品、糞尿や毛を処理するためのビニール袋
- ・ ブラシやおもちゃなど普段使っている道具
- ・ 飼い主とペットの写真
- ・ 首輪、飼育ケージ、キャリーバッグ、リード・ハーネス
- ・ (犬の場合) 愛犬手帳、狂犬病予防注射済票

（3）ペットの身元表示

災害時にペットと離ればなれになってしまったときのために、首輪や名札などで身元表示をしましょう。可能であれば、半永久的に識別可能な身元証明としてマイクロチップを入れておくとより安心です。

（4）ペットのしつけと健康管理

避難所には多くの人やペットが集まるため、人間や他の動物に慣れていないペットにはストレスとなることがあります。避難所での生活によるペットのストレスを軽減するため、普段から積極的に人と触れ合わせ、様々な音や物に慣らしておくことが望ましいです。

また、むやみに吠えたり、人に危害を加えたりしないように日頃からしつけをしておくことや、いざというときに大人しくケージに入れるように、日頃からケージやリード・ハーネスに慣らしておくことも大切です。

（5）健康管理

動物由来感染症が避難者や他のペットに感染しないよう、各種ワクチンの接種や寄生虫の駆除などを普段からしておきましょう。繁殖・発情を防止するため、不妊・去勢の処置を済ませておくことも重要です。

4. 災害発生時の対応（避難所運営委員）

（1）災害時のペットの受け入れ

避難所運営委員は、下記の手順で同行避難者を避難所に受け入れます。

ペット同行避難者受け入れ手順	
1	同行避難者のためのペット飼育スペースを用意する
2	同行避難者が避難してきた際には、受付を行う。 ※可能であれば、一般の避難者と別の受付を設けて動線を分けることが望ましい。
3	ペット飼育者名簿（様式1）、個体識別表（様式2）を配布し、記入してもらう。 ※車中で飼育する場合も、ペット飼育者名簿に記入してください。
4	避難所におけるペット飼育のルール（別紙）を配布し、読んでもらう。
5	居住スペースの案内を行った後で、飼い主と同行避難してきたペットを飼育スペースに誘導する。 ※災害直後で誘導の人出がない場合、他の避難者と離れた場所に待機してもらう。
6	飼育スペースにおいてケージ等を設置し、ペットを入れてもらう。
7	飼育ケージに記入した個体識別表（様式2）を貼ってもらう。

同行避難ができないペットを連れてきた場合

同行避難ができないペットは、避難所で飼育することはできないが、安全が確認されるまでは、ペットを家に戻すために帰すこともできない。

そこで、車で避難してきた場合は車中に配置してもらう、そうでない場合はペットを屋外に配置して飼い主だけを避難所へ入れるなど、人命優先の対応とする。

（2）飼育スペースの設営

- ・飼育スペースは誰でもわかるように張り紙や区画線などで明示する。
- ・屋内では床を汚さないようにブルーシートや新聞紙などを敷く。
- ・できる限り、動物の種類ごとに部屋またはスペースを分ける。
- ・動物間のストレス防止のため、距離をとったり、仕切りを設置したりする。
- ・事故防止のため、飼い主と運営委員以外の立ち入りを禁止する。

（3）避難生活中の対応

- ・避難所におけるペット飼育のルールの周知徹底を図る。特に飼育スペースの管理・清掃については、飼い主が責任を持って行うよう働きかけを行う。
- ・ペットに関する情報を周知する「ペット情報専用掲示板」を設置する。
- ・掲示板に、避難所におけるペット飼育のルール（別紙1）と避難所におけるペット飼育について（別紙2）を貼りだし、一般避難者に避難所でペットを飼育している旨を告知する。また、必要に応じて避難所内のペット飼育状況に関する情報提供を行う。

5. 災害発生時の対応（飼い主）

（1）災害発生直後の対応

飼い主は、まずは自らの安全の確保を最優先とし、次いで、下記の手順で避難所等への同行避難を開始します。

ペット同行避難の手順	
1	ペットとの避難生活に必要な物を持ち、最寄りの同行避難が可能な避難所へ一緒に避難する。 ※あらかじめ、同行避難が可能な避難所を確認しておいてください。
2	避難所で受付を行い、配布されたペット飼育者名簿（様式1）、個体識別表（様式2）を記入する。 ※記入は事後となることもあります。 ※車中で飼育する場合も、ペット飼育者名簿に記入してください。
3	ペット飼育スペースに移動する。
4	割り当てられたペット飼育スペースにおいてケージ等の設置（屋外の場合はリードによる繋ぎ止め）を行う。
5	設置が終了した後は、なるべく速やかに居住スペースに移動する。

（2）避難生活中における対応

- ・避難所におけるペット飼育のルール（別紙1）を守って避難生活を行う。
（特に、飼育スペースの管理・清掃については、飼い主が責任を持って行う。）
- ・ペットの餌やりや糞尿の処理など、ペットの世話をこまめに行う。
- ・他の避難者とトラブルが発生した場合は、避難所運営委員に相談する。

（3）飼い主同士の協力

ペットとの同行避難者が複数いる場合、飼い主同士が協力し、役割分担を行いながらペットの飼育を行います。

持病や負傷などにより、自分のペットの世話をすることができない飼い主がいる場合は、他の飼い主で協力して飼育を行います。

（4）飼い主の会

避難生活が長期化する場合、避難所の飼い主で「飼い主の会」を発足させます。

飼い主の会は、避難所運営委員との連絡・調整、避難所内のトラブルの解決、飼育ルールについての確認や周知、当番制での飼育スペースの清掃、餌やペット用品の調達などを分担して行います。

避難所におけるペット飼育のルール

避難所では、たくさんの避難者が共同生活を送っています。

ペットの飼い主の皆様は、次のことを守ってくださいますようお願いいたします。

1. 飼育可能なペット

・避難所で飼育可能なペットは、家庭で飼育している動物のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類及び爬虫類です。

・牛や馬などの大型の動物や、魚類・昆虫類は避難所で飼育できません。

・野良犬や野良猫、狂犬病ワクチンを接種していない犬、人に危害を加えるおそれのある動物、特定動物や特定外来生物に指定された動物も、避難所では飼育できません。

2. ペットの飼育場所

・避難所にペットを連れてくるときは、飼育ケージやキャリーケース等に入れて連れてくること。

・あらかじめ決められた飼育スペース以外でのペットの飼育は行わないこと。

・屋内飼育の場合、ペットは必ず飼育ケージ等に入れること。飼育ケージはブルーシートや新聞紙などを敷いて、その上に置くこと。

・ケージには個体識別表を貼り、他人のペットと混同しないようにすること。

・屋外飼育の場合、飼育ケージに入れるか、所定の場所に繋ぎとめること。このとき、ペット同士が接触しないようにリード等の長さを調節すること。

3. ペットの世話

・ペットの給餌などの世話は、全て飼い主が責任を持って行うこと。

・避難所にペットフード等の備蓄はないので、ペットフードなどの確保も原則として飼い主が行うこと。（避難生活が長期化し、あらかじめ用意してきたものだけでは足りなくなった場合は、避難所運営委員に相談してください。）

・被毛が避難所内に飛散しないよう、小まめにブラッシングを行うこと。

・ケージの外でペットを遊ばせる場合は、飼育スペースの中で行うこと。屋外で遊ばせる場合は、一般の避難者から離れたところで遊ばせること。

・ブラッシング等のために、ペットをケージから出すときは、リードやハーネスを装着し、逃げださないよう細心の注意を払うこと。また、ペット同士の衝突を防ぐため、1度に多くのペットを出さないよう、飼い主同士で調整すること。

・犬を飼育する飼い主は、ストレス解消や鳴き声軽減のため、こまめに散歩を行うこと。散歩は、屋外の一般の避難者から離れたところで行うこと。

4. 飼育スペースの清掃

- ・ペットの毛や糞尿等による汚れは、飼い主が責任をもって清掃すること。
- ・糞尿やトイレシート・猫砂などのゴミは、ビニール袋に入れて硬く口を閉じてから、避難所内の決められた場所に捨てること。
- ・散歩中に排泄する犬は、できる限り避難所から離れた場所で排泄させ、排泄物は必ずビニールで回収し、避難所内の決められた場所に捨てること。
- ・飼育スペースから人間の居住スペースに戻るときには、動物の毛や汚れなどを、可能な限り除去すること。
- ・車の中でペットを飼育する場合も、排泄物は避難所内の決められた場所に捨てること。

5. 飼育場所の管理

- ・ペットに関する情報については、飼育スペース付近に設置するペット情報専用掲示板に張り出すものとし、飼い主は1日1回以上を必ず確認すること。
- ・事故防止のため、ペットの飼育場所には飼い主以外は入らないこと。

6. 飼い主同士の協力

- ・飼い主同士が協力し、役割分担を行いながらペットの飼育を行うこと。
- ・持病や負傷などにより、自分のペットの世話をすることができない飼い主がいる場合は、他の飼い主で協力して飼育を行うこと。
- ・避難生活が長期化する場合には、避難所の飼い主で「飼い主の会」を発足させ、避難所運営委員との連絡・調整、避難所内のトラブルの解決、飼育ルールについての確認や周知、当番制での飼育スペースの清掃、餌やペット用品の調達などを分担して行うこと。

7. 他の避難者への配慮

- ・避難所にはペットを飼っていない人や、動物が嫌いな人、動物アレルギーの人もいることを理解し、他の避難者への配慮を心掛けること。
- ・他の避難者とのトラブルが発生し、飼い主個人や飼い主の会では解決できない場合は、避難所運営委員に相談すること。

避難所におけるペット飼育について

避難所運営委員

この避難所では、飼い主とペットとの同行避難を受け入れており、決められた飼育スペースで避難者のペットを飼育しています。

ペットの飼育スペースは、人間の居住スペースから離れたところに設置されており、可能な限り、騒音や悪臭が出ないように配慮しています。また、ペットの世話や飼育スペースの管理は飼い主が責任をもって行うことになっています。

一般の避難者の皆様におかれましては、避難所におけるペット飼育にご理解とご協力をお願いいたします。なお、この避難所におけるペット飼育のルールについては、掲示板に貼りつけた「避難所におけるペット飼育のルール」をご確認ください。

また、一般の避難者の方は次のことにご留意くださいますようお願いいたします。

1. 事故防止のため、ペットの飼育スペースには立ち入らないこと。
2. 飼育されているペットに勝手に餌などを与えないこと。
3. 動物アレルギー反応が出た場合は、直ちに避難所運営委員に相談すること。
4. ペットに関するトラブルが発生した場合は、避難所運営委員に相談すること。

ペットを飼っている人も飼っていない人も、お互いに尊重しあい、快適な避難所の運営にご協力をお願いいたします。